

JCC JCCゴールド会 ポイント規約

本規約は、株式会社定光寺カントリークラブ(以下「JCC」という)が運営するJCCゴールド会員(以下「本会」という)にJCCゴールド会規約(以下「ゴールド会規約」という)に基づき入会した会員(以下「会員」という)に対してポイントサービスの提供をするにあたり、その諸条件を定めるものです。

第1条(ポイントサービス)

ポイントサービスとは会員が利用した代金に対し、JCCがポイントを付与し、当該会員に還元する制度です。

第2条(ポイントの付与)

- JCCは会員がゴルフ場を利用した際に支払った代金に応じて、第3条に従いポイントを付与します。
JCCは、会員が本規約を遵守していないと認めた場合、当該会員へのポイントの付与、還元若しくは利用を拒否し、保留し、または、蓄積されたポイントを取り消す事が出来るものとします。
- 他の会員が有するポイントと当会員の有するポイントを合算する事は出来ません。
- 以下のご利用に対しては、原則としてポイントの付与は出来ません。
 - ①早朝、夕刻、ナイターの各プレー(平日・土曜日・日曜日・祝祭日を問わず)
 - ②たばこ、金券類のお支払い
 - ③入会金・年会費のお支払い
 - ④自動販売機等でのお買い上げ
 - ⑤ゴルフ場利用税・消費税・振興基金・売掛金入金・立替金入金・預り金のお支払い
 - ⑥その他、JCCが対象外と指定したお支払い
- ポイントは当該会員が支払った利用代金に対して付与します。ただし、同伴プレーヤー等当該会員以外のプレー代金等に対してはポイントの付与は致しません。

第3条(ポイントの計算)

会員のポイントは、ゴルフ場利用税・消費税・振興基金・売掛金入金・立替入金・預り金を除いた利用代金に対し5%のポイントを付与致します。(但し、1ポイントに満たない場合は切り捨てます。)

第4条(お支払代金の返金等の処理)

- 会員が第2条に基づきポイントが付与された代金の返金を請求する場合は、お支払い頂いた際にJCCが発行した領収書と共に会員証を呈示して下さい。
当該会員が代金の返金を受けた場合、付与されたポイントのうち当該返金額に相当するポイントは無効となり、ポイント残高より当該返金額のポイントを差し引きます。
- ポイント使用後に前項の請求をする場合で、かつ、ポイント残高が不足している場合は、会員は当該ポイントに相当する金額を現金にてご精算頂きます。

第5条(ポイントの有効期限)

付与されたポイントの有効期限は、ゴールド会員規約に基づく当該会員の有効期間と同一とします。ただし、当該会員が同規約に基づき更新の手続きをした場合においては、当該ポイントは消滅せず、当該ポイントの有効期限は更新期間の満了日までとします。

第6条(ポイントサービス)

- 第3条に基づき付与されたポイントの残高はJCC所定の方法により告知するものとします。
- 会員はゴルフ場の営業時間中、その時点におけるポイントの残高を確認する事が出来ます。

第7条(ポイントの利用)

- 第2条に基づき付与されたポイントはゴルフ場において1ポイントにつき1円換算にて利用する事が出来ます。
ただし、第2条4項各号のお支払についてはポイントの利用は出来ません。
- その他、利用可能な利用代金及び商品は、JCC所定の場所、時期、方法により会員に提供するものとします。
- いかなる場合においてもポイントを換金することは出来ません。
- ポイントの利用可能時間は、早朝、夕刻及びナイターを除いた平常営業時間のみとします。
また、システムの障害等若しくはゴルフ場の都合によりポイントの利用が出来ない場合があります。
予めご了承下さい。
- ご利用ポイントは、プレイフィ優先で減算となります。

第8条(ポイントの利用条件)

会員は次の条件を満たした場合、ポイントの利用が出来るものとします。

- 会員がJCCより提示された所定の方法に基づいてポイントの利用を行うこと。
- 会員がポイントの利用時点で有効な会員資格を有しており、かつ、利用時に会員証の呈示が出来る事。

第9条(利用可能なポイント残高)

会員が利用可能なポイント残高は、JCCが指定した時点でのポイント残高とします。
当日の利用代金に対するポイントは含まれません。

第10条(カードの紛失・盗難によるポイントの扱い)

本カードの紛失、盗難等により、第三者に不正利用されたポイントに関しては、JCCはその責任を負わないものとします。

第11条(ポイントの移行)

- 会員が本ポイントを紛失、破損などにより会員証を再発行した場合、旧会員証で蓄積されたポイントはJCC所定の手続き後、新たな会員証にポイントを移行することにより、引き続き有効とします。
- 会員が会員資格の更新を行わなかった場合、蓄積されたポイントは消滅致します。

第12条(ポイント譲渡等の禁止)

会員は如何を問わず、本規約に基づき発生したポイントを、第三者に貸与、譲渡、または担保提供をすることが出来ないものとします。

第13条(公租公課)

ポイントの付与、還元および利用に伴い公租公課が課せられた場合には、会員がこれらを負担するものとします。

第14条(本規約の変更)

JCCは各会員の個別の承諾を得ることなく本規約を変更、停止、廃止を行うことがあり、会員は予めこれを承諾するものとします。

第15条(本規約の中止)

JCCは本規約を廃止した場合においては、付与されたポイントは全て失効するものとします。

付則：本規約は、2013年10月1日より実施するものとします。